

高知県歴史的公文書の保存等に関する検討委員会における主要論点

■歴史的公文書の適正な取り扱いについて

<現状>

[国]

○公文書館法の制定（S63）

- ・公文書が国民共有の文化的遺産でありかつ学術研究上貴重な資料であることを明確化

○公文書管理法（H21）

- ・歴史的価値のある公文書の保存管理の徹底化

[都道府県]

○歴史的公文書に関する規定を整備（42 都道府県）

○歴史的公文書の保存、管理さらには活用のための公文書館の設置（30 都道府県）

[高知県]

○高知県では歴史的公文書に関する定義や基準等が未整備。（保存期間のみ規定）

- ・保存期間を満了したものは全て廃棄されている。
- ・県民の貴重な財産である歴史的公文書の管理や活用がなされていない

<課題>

- 歴史的公文書に関する規定を定めるとともに、選別基準や保存・活用などの制定

<主要論点>

（1）歴史的公文書の定義

- ・定義について

（2）歴史的公文書の選別基準

- ・具体的な選別基準について（細目基準の設定、対象とする公文書）
- ・選別する時期について（対象とする保存期間、永年保存の取り扱い）
- ・選別する方法について（慎重な選別が必要）

（3）歴史的公文書の保存方法

- ・保存年限を経過するまでの保存の在り方について
- ・目録のデータベース化など IT 活用について

（4）歴史的公文書の管理

- ・適正に管理するための環境整備について（体制、施設など）

（5）歴史的公文書の活用

- ・閲覧方法について（個人情報など非開示情報の取り扱いなど）
- ・歴史的公文書に対する認知度の向上（広報、啓発）

（6）その他

- ・上記の内容を盛り込んだ規程の整備（例えば歴史的公文書管理規程など）